

統一料金の基本方針（案）について

方針決定した項目	方針
①基本料金と従量料金	基本料金と従量料金の二部料金制とする
②基本水量	基本水量は廃止する
③料金体系（口径別、用途別）	口径別料金体系とする
④メーター使用料	メーター使用料は設定しない
⑤従量料金	逡増制の従量料金体系を基本とする
今後方針を決定する項目	審議会委員意見
	企業団としての考え方
⑥湯屋（公衆浴場）用 ・特殊（臨時）用	<ul style="list-style-type: none"> ・口径別で統一することが望ましい ・湯屋用については、時代にそぐわなくなっている ・特殊用は、特殊要因として残すべき ・どちらも残すべき
	湯屋（公衆浴場）用は存続、特殊（臨時）用は廃止する
⑦共同住宅 （連用給水装置）	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀・坂出等の各戸ごとに基本料金を算定する方式に公平性がある ・それぞれの方式に統一した場合の影響を具体的に比較検討して判断する必要がある
	<p>基本料金の算定対象を企業団が設置している親メーターの口径とする （各戸ごとの基本料金の算定は行わない）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>基本料金の算定対象を各戸のみなし子メーターとし、各戸ごとに算定した基本料金の合計額とする</p>
⑧加入金制度	<ul style="list-style-type: none"> ・加入金は、そもそも施設整備の財源という性格であり、今後、拡張工事はないと思われることや、同じ公益事業の電気・ガス料金に加入金がないということからすれば、廃止（段階的廃止）の方向ではないか ・雨の少ない香川県では、さらに貯水施設が必要になってくる可能性があり、加入金制度は維持すべき ・水道維持のための増収と考えると、加入金制度は維持又は増額すべき
	加入金制度は維持する
⑨口座割引制度	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替を促すのであれば、納付書払いに、請求書（紙の料金）、郵便料金、人件費などの費用を加算する方が財政的にも健全でないか（口座割引制度は廃止すべき）
	口座割引制度は廃止する（加算金制度は設けない）
⑩福祉減免制度	<ul style="list-style-type: none"> ・減免制度は廃止すべきで、必要なら行政側対応してもらいたい ・ガスや電気の公共料金に同様の制度はない
	福祉減免制度は廃止する